

堺市放課後児童対策事業（利用・利用時間の延長）承認通知書
兼一部負担金（減額・免除）決定通知書

年 月 日

（申込者）

様

堺市教育委員会 教育長

堺市放課後児童対策事業の（利用・利用時間の延長）について、次のとおり承認したので通知します。

児 童 氏 名	
ル ー ム 名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用時間延長期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

また、同事業の一部負担金の減額又は免除について、次のとおり決定したので併せて通知します。

ただし、一部負担金は、 月から減額又は免除となり、承認を受けた利用期間を超えての減額又は免除は受けることができません。

なお、減額又は免除の理由が消滅したときは、直ちにその旨を届け出てください。

減 免 額	月額	円に	時間延長分	月額	円を加算した額
-------	----	----	-------	----	---------

【一部負担金の額】

月額	円	（減免後）
（内訳） 利用に係る一部負担金		円
利用時間の延長に係る一部負担金		円

注意

- 『「のびのびルーム」のご案内』の記載事項を遵守できない場合は、利用を一時停止し、又は利用の承認を取り消すことがあります。
- この通知書の発行日以後に、のびのびルームその他放課後児童対策事業の一部負担金の滞納があることが判明したときは、この承認を取り消すことがあります。
- 利用申込書の記載内容（住所、電話番号等）に変更が生じたときは、速やかに、堺市放課後児童対策事業変更届を提出してください。
- 給食のない日は、昼食（弁当等）の用意をしてください。
- 欠席する場合は、利用しているのびのびルームまでご連絡ください。
- 退室をさせようとする場合は、退室をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、堺市放課後児童対策事業退室届を提出してください。
- 休室をさせようとする場合は、休室をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、堺市放課後児童対策事業休室届を提出してください。
- 利用時間の延長を中止させようとする場合は、中止させようとする日の属する月の末日から起算して6開庁日前の日までに、堺市放課後児童対策事業利用時間延長中止届を提出してください。
- 保険料について、利用開始直前に利用を取りやめる場合であっても、保険契約の手續上保険料のお支払いが必要な場合があります。詳細は運営事業者にお問い合わせください。